

朝霞市議会懲罰特別委員会

日 時 令和7年6月26日（木）午前11時42分開会
 場 所 第2委員会室
 事 件

（1）外山麻貴議員に対する懲罰の件

出席者

遠藤光博	委員長	ごん純一	副委員長
田原亮	委員	西明	委員
渡部竜二	委員	野本幸	委員
獅子倉晴樹	委員	利根川仁志	委員
石川啓子	委員	黒川滋	委員

欠席者

田辺淳 委員

傍聴議員

本田麻希子	議員	高堀亮太郎	議員
福川鷹子	議員		

委員会に出席した事務局職員

稲葉竜哉	事務局 局長	森田一広	事務局 次長
松原陽子	議会 総務課 課長 総補 務佐	菊島隆一	議事 係長
矢澤宏人	議事 係主任	熊谷祐樹	議事 係主任

○遠藤光博委員長 ただいまから懲罰特別委員会を開きます。

(午前 11 時 42 分)

○遠藤光博委員長 それでは、本委員会に閉会中の継続審査となっている外山麻貴議員に対する懲罰の件を議題とします。

本件については、4月8日の委員会において、さらに審査をする必要があるため、継続審査となったものです。

それでは、本件について皆さんの御意見を伺います。

なお、前回の委員会でも申し上げましたが、外山議員が発言取消しをした文言が含まれている発言をした場合には、会議録には載らないということを御承知おきいただき、発言いただければと思います。

皆様、御意見ありますか。

利根川委員。

○利根川仁志委員 この懲罰委員会、もう、そろそろ結論を出す方向で進めていくことで話合いができればなと思っていて、戒告にしろ陳謝にしろ出席停止にしろ除名にしろ、この委員会で、では何々にしますというふうに決まったら、もうこの委員会の中で懲罰が何に決まったら、もうそこで決めなければいけないという状況があって、例えば、陳謝ということに決まったら、陳謝内容ももうここで用意をしていなければいけないということも聞いていたり、また出席停止であれば、ではいつの期間、どの期間なのかということも決めていかなかったらいけないし、除名ということに決まれば、いつからなんだということも、この委員会で全部決まって結果を出すということなので、いずれにしろ、この委員会まだどの懲罰になるかという結論がないので、次の委員会までにどういう対応にしようかということをやっと相談をし、次の委員会でこういうふうになって、では内容的に、謝罪だったら内容はどうするのか、出席停止だったら期間はいつにするのか、除名だったらいつからなのかということも全て決まった上でこの委員会に臨まないといけないのかなということもあるので、今日はその確認で、次の委員会までに、ちょっと委員同士で話合いをしながら結論を決めて、次の委員会ではその結論をもって話し合うという方向にするのがいいのかなというふうに思います。

以上です。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

黒川委員。

○黒川滋委員 今の御意見と同様ですけれども、まず本人に聞き取りをやったので、それを受けてどのようなところが課題なのかというのを各委員がそれぞれ確認し合ったほうがいいかなというふうに思います。それなくして多分次のステップのどういうふうにするかという議論が、それやり過ぎではないのか、それ軽過ぎではないのかという議論は多分済まないと思うのですね。だから、本人の意見を聞いてみて、ここ課題だと思ったところを、各委員の中であれば言っていただいたほうがいいかなというふうに思っています。

○遠藤光博委員長 ほかに。

野本委員。

○野本一幸委員 前回も私のほうは話しましたが、もうこういう懲罰委員会なんていうのは、もっと敏速にやるべきだと思ってまして、今、利根川委員の言った形で進めいていただけたらいいなと。今回は取りあえずもう一回あるということなのですね。

（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○野本一幸委員 だから、次の次にはもうそれである程度結論を出すと。それで解散するような、そういうあれではないと、ずるずるいってもね、本人だって議会活動もやっているのだろうし、どういうふうになるか分かりませんが、とにかくなるべく早くそういった形で進めて、委員長の側からよろしくお願いします。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

石川委員。

○石川啓子委員 次の委員会までに話し合うという今お話しだったかなと思うのですが、このように懲罰委員会という公開の場で参考人の意見も聞いて説明も受けて、それに対して質疑もして議論するという場が懲罰委員会だと思うので、それが非公開の場でやられるということになるというのはちょっとこれまでのやり方と変わってくるのではないかなと思って

いるのです。
ここまで議論してきて、どういうやり方というのか分かりませんが、全然、内々でというか非公開で集まって話して、次のときにこれでよろしいですかみたいな形になると、何でそうなったかということが非常に分かりにくくなるのではないかなというのがちょっと心配です。

○遠藤光博委員長 あれですね、先ほど利根川委員が言ったことは、次の委員会で結果を出して、その、例えば陳謝であれば、謝罪文も持った上で、次やりましょうということだと思うのです。結果をそこに、内々で結果を決めてやりましょうという話ではないと思うのです。謝罪文だとか、例えば、今日、過料を決めた場合に、そこまで全部やらなければいけないのですよ。例えば陳謝だったら、その文章も全部、今決めなければいけないのです。それは決められないから、ではそれを決めるまで少し時間が欲しいという話だと思うのですけれども。

（何事か呼ぶ者あり）

○遠藤光博委員長 それはまた違う…、それだと、石川委員が言ったように、ここの一般の意味がなくなってしまうので。おっしゃるとおりだと思います。

ほかに御意見ありますか。

野本委員。

○野本一幸委員 ところで、陳謝になった場合、本人はそのつもりはあるのかな。その辺も確かめなければ駄目でしょう。

（何事か呼ぶ者あり）

○野本一幸委員 それはこっちのほうのやり方次第だろうから、よろしくお願いします。

○遠藤光博委員長 黒川委員。

○黒川滋委員 受け入れるか受け入れないかではなくて、やはり、こういうことをやったのだからこういうことであろうというふうに言うしかなくて、それを本人が受け入れなければという話ではないかなというふうに思うのですけれどもね。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

田原委員。

○田原亮委員 ありがとうございます。お疲れさまでした。

方針を決めたら、もうその場で文を採択しなければいけないというのが今の利根川委員の説明でしたかね。なので、今日の委員会は、方針の議決はしないまでも、ある程度の方向を持ってということまで合意形成を諮るということでもいいわけですか。私の認識合っていますか。

○遠藤光博委員長 利根川委員。

○利根川仁志委員 それは、冒頭、黒川委員が言ったとおり、本人も来たり、もともとその懲罰はどういうことで懲罰になったのか、本人にも2回ほど来てもらいました。こちらが決めるのだったら、内容を、こういう点が私は除名に感じるだとか、出席停止相当ではないかとかという意見を言ったらどうかということですよ。ただ、それは別に結論は次回にするにしても、そういう判断材料の意見交換というのはここでいいと思いますよ。

○遠藤光博委員長 田原委員。

○田原亮委員 ありがとうございます。よく分かりました。

では、それぞれ、前回の会議の流れから、委員長からも方針については別途というふうに言われていましたので、私たちの会派は一応まとめてきました。それをそれぞれ言い合って、今日は散会みたいな感じでいいわけですかね。要するに、最終的な決め方まで考えておかないと、全会一致になるのか、最後割れたら多数決になるのか、までちょっとある程度イメージを持っていないといけないというのが一つと、それから、先ほど黒川委員がおっしゃられたとおり、本人が受け入れる受け入れないかは別の話で、陳謝文をというふうな感じで、戒告文をというふうな感じで、この懲罰委員会が決めたならば、それは本人が受け入れればいいし、受け入れなかったらまた動議が上がるみたいな感じのイメージしかありませんので、あまり気にする必要はないかなと思っています。

以上です。

○遠藤光博委員長 それであれば、今、田原委員のほうからも採択について見ましたので、ちょっと事務局のほうから、もう一度確認の意味で、どういった流れで採択をしていくのかということをやっと言ってもらってもいいですかね。

○菊島隆一議事係長 そうしましたら、実際、採決ということになりましたら、各委員の皆さんから御意見を伺った上で、意見表明をしていただいて、それぞれ、まずは懲罰を科すか科さないかをお決めいただきます。そして、科すことが決まりましたら、次に種類の決定に入ります。種類に関しましては、皆さん御案内かと思うのですが、戒告、それから陳謝、それから出席停止、除名と、この4種類がございします。その4種類で意見が様々ありましたら、こちらを、重いほうですね、重いほうですから後者のほうの除名、もし意見があれば除名から諮っていくと、最後、戒告というようなことで、それで多数がございましたらそれで決定するというような流れになっています。

先ほど委員長がおっしゃったように、戒告とか陳謝になった場合は、皆様方から、それぞれ戒告文、陳謝文の案をお示しいただいて、それに関しても同時に決定するということになります。それを、定例会中であれば次の定例会の中で決めていただいて、最終決定するというような流れになってございます。

以上でございます。

○遠藤光博委員長 委員会も何度か重ねていますので、当初こういった説明もさせてはいただいておりますけれども、今事務局のほうから確認の意味で言っていただきました。お分かりになりましたか。大丈夫ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○遠藤光博委員長 その上で、またほかに御意見があればお伺いいたしますけれども。
黒川委員。

○黒川滋委員 これ委員長に確認します。

今日のところは、そういう意味では採決的なことは一つもやらずに、今までの議論を踏まえてどうするかという各会派ないしは各委員の話をしてもらってということなのですかね。
今日どこまで進もうという……

○遠藤光博委員長 黒川委員の質問がありましたけれども、今日の内容としては、一番最初に利根川委員のほうがおっしゃっていたように、例えば戒告にしる陳謝にした場合に、その文章が必要になってくるわけなのですね。もし、今日、別に今日採決を採っても構わないのですよ。ただ、それが、今日の今日でそれを準備できますかという話になったときに、そこはちょっと時間が欲しいという先ほどのお話だったので、それならば、方向性、会派によっては方向性が違うと思いますから、それはそれでいいのですね。例えば、戒告、陳謝という方向性でいくよというような会派があれば、その文章は次までにちゃんと練った上で次に臨みたいということだと思うのですね。

なので、ある程度、黒川委員からもおっしゃっていただきました各会派での課題というところを出したほうがいいのではないかというような……、ありましたので、もしあれでしたら、今日、会派ごとでの意見というか方針というか、それを述べていただきまして、ある程度皆さんの方向性を確認した上で、では次回は本当にもう最後にしましょうと、結論を出しましょうという方向性で持っていけたら、私としてはいいのかなというふうに思っているところです。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○遠藤光博委員長 それであれば、会派の委員ごとで方向性なり御意見をいただければ、もちろんこれが決定というわけではありませんので、こういう考えがあるというところで意見があれば言っていただければというふうに思います。

意見ありますか。

野本委員。

○野本一幸委員 私のほうは陳謝でいいのではないかとということです。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

田原委員。

○田原亮委員 我が会派を代表してお伝えしたいと思います。

いろいろな個人的な感情があるのですが、それからこれまでの委員会の御本人の言を伺うと、やはり、何かよく分からないというか、どちらも真実という言葉がもう頭から離れない……、どうしたものかなというふうには思ったのですが、そういった個人的な感情はちょっと廃して、かなり冷静に会派の中でもミーティングを重ねました。

我々の会派とすれば、基本的には労使関係におけるこういった懲罰に照らして考えるべきだということで、通常の会社でいきなり首というのは基本的にはやはり難しいので、順番を

追ってやっていくべきではないかということで、一番最初は戒告が妥当かなというふうなお話ではあったのですが、ただ、この懲罰特別委員会がいろいろとちょっとこじれた原因というか、御本人が直接議場で謝罪したにもかかわらず、それと真逆なことを会合で言っていて、それを動画で拝見したときのあの衝撃は、どちらも真実と言われて、そうですかというわけにはやはりいかないなというところもあって、御本人のそういった、御自身の、議場の外ではありますけれども、議場の中で発言したことの真意が、もう徹底的に信頼感をなくするような行動であったのには間違いないので、本来であれば戒告からスタートではあろうけれども、我が会派としては公開の議場における陳謝ということで懲罰は必要ではないかというふうにまとめました。

以上です。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

利根川委員。

○利根川仁志委員 先ほど事務局から説明があったとおり、懲罰を科すか科さないかという点からは、まず科すべきだということで、私的には、戒告というのはあり得ないなということで、陳謝、出席停止、除名で今考えているところで、陳謝であれば、それなりの反省を促すような、二度とこういうことをしないという内容で作っていきたいし、また出席停止、除名とかになると、今度、裁判ということも、相手が告訴してくるということもある可能性があるのも、その辺のことも弁護士とも相談をしながら、こういう対応は可能かどうかということも含めて、ちょっと次の委員会までに決めていきたいなと思っています。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

黒川委員。

○黒川滋委員 うちの会派では、当初、もちろんこれ懲罰に課すべきだというふうには思っています。公の場で対外的な団体に誹謗中傷したりしたわけですから、これは科すべきだというふうには思っているのですけれども、その内容については、当初は議会内の行動に関してということがあって、議長の議事整理権の中での懲罰ということだと思うので、戒告はあり得ないのですけれども、その他のところでの本当なところというふうに思っていたのですね。

ところが、やはり、近年、議員の成り手不足という中で、こういう間隙を縫って、政治的自由ということで守られている空間を利用して、意見が異なる市民や政治家に対して恫喝的な行動をする政治勢力が増えているということがあって、選挙妨害とか開票妨害をにおわすようなことを言って、とにかく民主主義の手續自体を委縮させるようなことが頻繁に起きていると、朝霞市ではなくて全国各地で。そういう民主主義の前提を崩すようなことを平気でやるような政治勢力が進出しているということ全体に対してどう考えるかという中での今回の一環を考えなければいけないかなという部分も考えております。

もちろん、警察や検察などは、政治的自由を盾にして一般刑法で取り締まるべきこともちょっと躊躇されているということ、そういうことが兵庫県などでは公益通報した県職員やそれを取り上げた県議会議員が自殺にまで追い込まれているという状況の中で、あまり甘い対応をすべきではないなという感じはしています。

それから、懲罰委員会、今後やはり脅かすようなこと、1件目の話が同僚議員に対する恫喝だったので、同じようなことをやらないかと聞いたときに、トツはという限定の仕方をしていたのですね、トツという言葉を使い換えればやるのかということを知いたら、曖昧な答

えしかなかったということで、引き続きそうやって人の恐怖感を利用して事態を展開させるようなことをやるのかということに関してのやらないという確証が取れなかったということだと思います。

それから、2月の市長選挙でも、さすがに選挙妨害はしなかったですけども、市民に対して、同党、所属政党の仲間が通行人に対していろいろ挑発をして、それに対して攻撃的な態度を取る市民がいたときに、拡声器で大声でどなり散らしたりして追いかけて回したりしたということも見ております。そういう中で、やはりまだこういうやり方を完全に放棄していないのだなということを感じ取っているということを強く思っております。

さらには、先回の本人へのヒアリングでも、東京15区での違法行為の釈放者の一人が朝霞市に住んでいるということで、さらに、また人数を増やしてやってくる可能性があるのだなということを考えると、やはり深刻に受け止めるべきではないかというふうに捉えて懲罰の内容を検討すべきではないかなというふうに我が会派では考えております。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

石川委員。

○石川啓子委員 私は、懲罰を科さないという意見です。

それは、議場での発言があったということで、様々な御意見があった中で、その発言については議場の中で取り消したということになっていますので、今回の懲罰には当たらないというふうに思います。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

黒川委員。

○黒川滋委員 付け加えて言いますと、発言のぶれというのは田原委員からも指摘があったと思うのですが、確かに取消しは公式にはされているのですが、非公式な場では全然違うことを言っていたり、ではどちらが本当なのだということが、この委員会でもはっきりしなかったということはちょっと言い添えておきたいなというふうに思います。もうやらないとかそういうことは、公式な場では言わないと名言はしていなかったなということだけは申し添えたいと思います。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

田原委員。

○田原亮委員 私も付言だけ。

最初、戒告から、こういう事情ですので陳謝という態度を表明しましたがけれども、これもまた次やれば、当然ステップアップしていく話で、これも労使関係と変わらないものでので一応付言をしておきます。

以上です。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 今、各会派の代表となる方からの御意見をいただきました。ある程度、方針というか御意見、方向性というかをいただきました。

ということなので、今日のところでは、それを採決することまでは至りませんので、ここで一つ、委員長のほうから皆さんにお諮りしたいことがあります。

今後の流れについて述べさせていただきます。

外山麻貴議員に対する懲罰の件になりますけれども、例えば先ほどからお話がありましたように、本日いろいろと御意見がありました。懲罰を科さないという御意見もありましたけれども、懲罰を科すということになった場合に、仮に、戒告または陳謝とした場合には、戒告文または陳謝文というのを同時に決定する必要があります。それが、一番最初に利根川委員もおっしゃっていましたが、その場合、ちょっとこの場では提出できないということであるということで、各会派に持ち帰って、できれば次回というか、そこでもう結論を出していただきたいと思うのですけれども、そこまでに出示していただいて、その場で御検討いただくというような時間をいただきたいというふうに思います。

黒川委員。

○黒川滋委員 委員長に、あるいは事務局に質問なのですが、懲罰をするしないという議決をして、そこまではそんなに難しいことではないと思うのですけれども、次の懲罰内容が決まったときに、戒告または陳謝となった場合の戒告、陳謝文は決めると同時に直ちにその文章を作るのですか、それとも文章と同時に決めるということなのか。

○遠藤光博委員長 もう一回おさらいしますね。

まず、先ほど事務局から説明があったと思うのですけれども、まずは懲罰を科すか科さないかという採決を採ります。それで、起立でやるのでしたっけ、これは。

(「そうですね」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 起立によって採決します。例えば、懲罰を科すという御意見が多かった場合、ではその種類について、次からは何の種類の懲罰を科すかという採決を採ります。そのときに、もう皆さんの御意見があつて、例えば戒告と陳謝しかなければ、そのどちらかを採決します。ただ、そこに、いや除名であるとか出席停止であると出れば、その御意見が出た中から重い順に採決をしていきます。

例えば、除名だというお声があれば、除名について皆さんにお諮りいたします。採決します。それで、多ければ、もう除名で決まります。もし少なければ、次に出席停止について決めます。これも多ければ、そこで出席停止が決まります。少なければ、次に陳謝ということで、そういうふうに重い順に採っていきます。それで、決まらなければ、もう当然一番低い戒告ということになりますので、そこで決まるというような形になるかと思うのですね。

そうした場合に、陳謝と戒告には、どちらも文章が必要になってきますので、その文章もその場で決めるということになります。

受ける受けないかは、もうそれはここでの判断ではありませんので、あくまでも御本人の判断によるものになります。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 そうしますと、以上のことより、さらに審査をする必要があるため、本委員会としては継続審査にしたいと思いますけれども、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次回の委員会の予定については、また調整させていただきまして、皆様に決まり次第お知らせいたしたいと思います。

○遠藤光博委員長 以上で、本委員会を終了します。

(午後0時10分)

◎懲罰特別委員長